



寒さの中にも春の足音が聞こえてきます。今月号も最新のトピックスをお届けします。

国内動向

① 労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等の一部改正(厚生労働省)

労働安全衛生規則第95条の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等に基づく報告「有害物ばく露作業報告」の対象物質が改正された。対象期間が平成30年1月1日から同年12月31日である対象物質は、テトラヒドロフラン、2,4,6-トリクロロフェノール、フルフリルアルコール)であり、対象物質を一定以上含有する製剤その他の物も対象となる。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H171227K0020.pdf>

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T171227K0030.pdf>

② 化学物質の環境リスク初期評価(第16次とりまとめ)の結果について(環境省)

化学物質の環境リスク初期評価(第16次とりまとめ)の結果が公表された。11物質について環境リスク初期評価(健康リスクと生態リスクの双方を対象)、1物質について生態リスク初期評価が行われた。今後、「化学物質の環境リスク初期評価:第16巻」としてとりまとめられ、インターネット上で公表される予定である。

<http://www.env.go.jp/press/104975.html>

③ 平成29年度第8回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 化学物質調査会 化学物質審議会第173回審査部会 第180回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 議事要旨の公開(経済産業省、厚生労働省)

2017年12月22日に開催された標記会合の議事要旨が公開された。オクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)、デカメチルシクロペンタシロキサン(D5)及びドデカメチルシクロヘキサシロキサン(D6)について審議され、D4及びD6は監視化学物質相当、D5は第一種特定化学物質及び監視化学物質相当ではないとの結論が得られた。

http://www.meti.go.jp/committee/kagakubusshitsu/shinsa/pdf/173_giji.pdf

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000189860.html>

海外動向

① REACH D4及びD5の制限を追加する改訂規則を公布(欧州委員会)

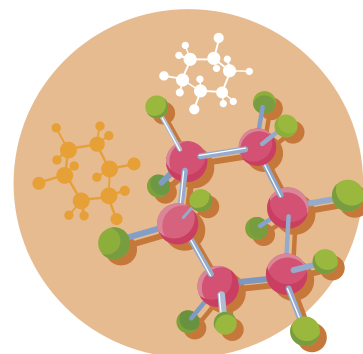
2018年1月11日、欧州委員会はオクタメチルシクロテトラシロキサン(D4)及びデカメチルシクロペンタシロキサン(D5)について、2020年1月31日以降、いずれかを0.1重量%以上含有する洗い流す化粧品(wash-off cosmetic products)の上市を禁止する制限規則(Commission Regulation (EU) 2018/35)を公示した。

http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2018.006.01.0045.01.ENG&toc=OJ.L:2018:006:TOC

② REACH 高懸念物質の追加(ECHA)

ECHAは2018年1月15日、新たに7物質をREACHの認可対象候補物質リスト(Candidate list)に追加した。また、ビスフェノールAの収載理由に、内分泌かく乱作用(環境への有害影響)が追加された。今回の追加により、高懸念物質(SVHC)は合計181物質となった。

<http://elm-links.echa.europa.eu/m/a35fb9cced574f05a8875f26c2d2bdfc/E11410F/A61C57E/012018n>



特集:ヒト健康影響① 急性毒性

今月号から、GHS 分類項目のヒト健康影響に係る項目について概要をご紹介します。今月号は急性毒性について解説します。

急性経口毒性は、物質の経口による単回投与、又は 24 時間以内の複数回投与によって生じる有害な影響です。急性毒性試験の結果は、GHS 分類や反復投与毒性試験の用量設定、毒劇法における分類などに用いられます。

以前は正確な半数致死量(LD50)を求めるために多数の動物を用いた急性毒性試験が実施されていましたが、現在の OECD テストガイドライン¹⁾ではごく少数の動物の使用で再現性よく概略の致死量を求められるようになりました。経口経路の試験としては、固定用量法(OECD TG420)、毒性等級法(OECD TG423)、上げ下げ法(OECD TG425)があります。固定用量法は用量が固定されている方法であり、評価指標として動物の死亡を用いず明らかな毒性徴候の観察で行います。毒性等級法は、固定用量法と同じく固定された用量で試験をはじめ、段階的に次の用量で試験を行います。上げ下げ法では、初めに予測された用量で 1 匹の動物で試験を行い、動物が死亡した場合は一定比で下げた用量で、死亡しなかった場合は一定比で上げた用量で 1 匹に投与します。その他、吸入経路による急性毒性試験としては、急性毒性等級法(OECD TG436)などがあります。

1) OECD 毒性試験ガイドライン

http://www.oecd-ilibrary.org/environment/oecd-guidelines-for-the-testing-of-chemicals-section-4-health-effects_20745788jsessionid=cas4r7ngsl418.x-oecd-live-03



お知らせ

○セミナー「これから対応する企業のための ICH M7 変異原性不純物対応とガイドライン徹底解説」

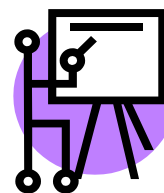
2 月 27 日(火)に駿河台 連合会館(東京都千代田区)において開催されるセミナーで本機構の菊野職員及び林職員が講師を務めます。よくある Q&A を踏まえ「変異原性情報調査」「in silico による変異原性評価」「エキスパートレビュー」「類縁化合物検討のための QSAR Toolbox の利用方法」をわかりやすく解説します。 <https://www.science-t.com/st/cont/id/28052>



○セミナー「化学物質管理における混合物の GHS 分類と SDS・ラベル作成実務」

3 月 19 日(月)にきゅりあん(東京都品川区)において開催されるセミナーで本機構の吉川職員が講師を務めます。セミナーではミニ演習を行い、GHS 分類や SDS 作成でケースバイケースで対応が必要な部分について解決のコツが得られます。

http://www.johokiko.co.jp/seminar_medical/AA180382.php



○化学物質管理ミーティング 2018 への出展

5 月 17 日(木)、18 日(金)に開催される化学物質管理ミーティングに出展します。化学物質管理にフォーカスした国内唯一のビジネスマッチングイベントです。ぜひご来場ください。 <http://www.cdsympo.com/cm2018/>

CERI

一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F
安全性評価技術研究所 研究第二部
Tel: 03-5804-6136 (担当者: 石井(聡)、菊野、林)
URL: <http://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp